平成２４年（フ）第９０３号
埼玉県蕨市錦町３丁目３番41号
債務者　宮本　友実
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９０４号
さいたま市緑区太田窪３丁目11番16号
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
埼玉県春日部市豊町５丁目７番地20　春日部ハウス２―402
債務者　藤村　大介
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
埼玉県三郷市戸ケ崎2115番地２　クレセントガーデン101号
債務者　小野　浩三
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
埼玉県草加市八幡町59番地８
債務者　金子　里恵
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
埼玉県三郷市彦成１丁目277番地
債務者　遠山　智子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
埼玉県春日部市樋堀233番地
債務者　島田　和美（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
千葉県香取市観音380番地２
債務者　酒井　清子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２６号
千葉県旭市鏑木1745番地
債務者　今井とも子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第３８７号
大阪府泉佐野市日根野5927番地の１―205
債務者　杉江　秀雄
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
栃木県足利市通２丁目７番地10　前三ハイツ602
債務者　川島　文江
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１４８１号
神奈川県藤沢市善行団地７番５―304号
債務者　中丸　一男
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１９号
横浜市西区西戸部町２丁目128番地　塩島アパート１Ｆ
債務者　大石　登之
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５号
愛知県蒲郡市大塚町丸山96番１、開始決定時の住所愛知県蒲郡市府相町新井前948番地２
破産者　伊藤　　嵩
1　決定年月日　平成24年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市東千石町13番10号
破産者　ガルフフードサービスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第９８号
熊本市東区戸島西１丁目23番28号
破産者　徳久　　昌
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年８月21日午後２時20分
平成24年７月20日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
秋田県横手市中央町６番９号
破産者　藤谷コウ子
1　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
2　一般調査期日　平成24年10月18日午前11時
平成24年７月20日　秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第６９９６号
大阪府守口市大庭町１丁目21番11号
破産者　株式会社栄大工業
1　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
2　一般調査期日　平成24年９月20日午後４時
平成24年７月20日
大阪地方裁判所第６民事部